

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
9. 消 防 費		2,545,542	5,147	2,550,689
	1. 消 防 費	2,545,542	5,147	2,550,689
10. 教 育 費		7,257,271	△92,881	7,164,390
	1. 教 育 総 務 費	2,924,393	△50,158	2,874,235
	2. 小 学 校 費	1,813,130	△95,716	1,717,414
	3. 中 学 校 費	1,007,192	77,586	1,084,778
	4. 幼 稚 園 費	754,857	△16,491	738,366
	5. 社 会 教 育 費	757,699	△8,102	749,597
12. 公 債 費		5,175,995	102,792	5,278,787
	1. 公 債 費	5,175,995	102,792	5,278,787
歳 出 合 計		73,429,005	1,300,757	74,729,762

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	戸籍情報システム等改修事業	18,000
		J R 六地蔵駅前広場整備事業	2,800
		J R 黄檗駅バリアフリー推進事業	34,295
		J R 奈良線複線化事業補助金	62,582
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域密着型サービス等整備費補助金	36,600
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	3,500
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	8,500
		水道事業会計出資金	103,200
6. 農林水産業費	1. 農業費	巨椋池排水機場設備更新事業	41,910

8. 土木費	1. 土木管理費	耐震診断・耐震改修推進事業	9,342
		地籍調査事業	4,345
	2. 道路橋梁費	道路維持修繕事業（町並徳永線・滝ヶ谷森線）	47,000
		一般道路改良事業（宇治五ヶ庄線・木幡46号線）	18,000
		辺地整備事業（梅谷大平線）	4,300
		J R 六地蔵駅前広場整備事業	95,500
		J R 黄檗駅前広場整備事業	8,000
		木幡41号線道路改良事業	60,600
	3. 河川費	河川改修事業（山王ヶ谷川）	13,800
		排水路改良事業（宇治3号・宇治5号）	37,600
5. 住宅費	ウトロ地区住環境改善事業	52,700	
	善法・東山地区住環境改善基本計画等策定事業	19,335	
10. 教育費	1. 教育総務費	給食センター整備事業	528,000
	3. 中学校費	中学校長寿命化事業	465,200

2. 変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金事業	431,000	物価高騰対策給付金事業	578,600
8. 土木費	4. 都市計画費	六地蔵地区道路整備事業	48,000	六地蔵地区道路整備事業	75,800

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額		起債の方法	利率	償還の方法	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
保育所施設整備事業債	17,200	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	18,600	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
畜場施設整備事業債	66,900	同上	同上	同上	同上	35,400	同上	同上	同上	同上
道路整備事業債	813,600	〃	〃	〃	〃	833,500	〃	〃	〃	〃
給食施設整備事業債	441,000	〃	〃	〃	〃	429,000	〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業債	618,000	〃	〃	〃	〃	603,000	〃	〃	〃	〃
中学校施設整備事業債	800,000	〃	〃	〃	〃	899,500	〃	〃	〃	〃

令和5年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）

令和5年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412,787千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,852,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1.国民健康保険料		3,139,616	△157,000	2,982,616
	1.国民健康保険料	3,139,616	△157,000	2,982,616
5.府支出金		12,626,547	400,000	13,026,547
	1.府補助金	12,626,547	400,000	13,026,547
7.繰入金		1,628,532	157,000	1,785,532
	2.基金繰入金	186,682	157,000	343,682
8.繰越金		0	12,787	12,787
	1.繰越金	0	12,787	12,787
歳 入 合 計		17,440,000	412,787	17,852,787

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2.保険給付費		12,528,121	400,000	12,928,121
	1.療養諸費	10,801,878	360,000	11,161,878
	2.高額療養費	1,623,004	40,000	1,663,004
5.基金積立金		149	12,787	12,936
	1.基金積立金	149	12,787	12,936
歳 出 合 計		17,440,000	412,787	17,852,787

令和5年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第2号）

令和5年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,548千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,597,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		2,723,912	35,860	2,759,772
	1. 後期高齢者医療保険料	2,723,912	35,860	2,759,772
3. 繰入金		722,676	28,028	750,704
	1. 一般会計繰入金	722,676	28,028	750,704
4. 繰越金		0	6,660	6,660
	1. 繰越金	0	6,660	6,660
歳入合計		3,527,005	70,548	3,597,553

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		3,327,962	70,546	3,398,508
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	3,327,962	70,546	3,398,508
4. 諸支出金		7,501	2	7,503
	2. 繰出金	0	2	2
歳出合計		3,527,005	70,548	3,597,553